

## 自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車に関する施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条 規約第5条第3号の「統計数値の出典」についての基準は、次のとおりとし、出典名を付記するものとする。</p> <p>(1) 生産台数（日本国内において生産された自動車の台数） 一般社団法人日本自動車工業会調べ</p> <p>(2) 輸出台数（日本国内において生産し、輸出された自動車の台数） 一般社団法人日本自動車工業会調べ</p> <p>(3) 国内新規登録台数（日本国内又は都道府県内において新規登録された自動車の台数） 一般社団法人日本自動車販売協会連合会調べ</p> <p>(4) 国内新規届出台数（日本国内又は都道府県内において新規届出された自動車の台数） 一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>第25条 規約第20条第4項の「期間」とは、同条第1項の措置を受けた日から3年とする。</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条 (同左)</p> <p>(1) 生産台数（日本国内において生産された自動車の台数） 社団法人日本自動車工業会調べ</p> <p>(2) 輸出台数（日本国内において生産し、輸出された自動車の台数） 社団法人日本自動車工業会調べ</p> <p>(3) 国内新規登録台数（日本国内又は都道府県内において新規登録された自動車の台数） 社団法人日本自動車販売協会連合会調べ</p> <p>(4) 国内新規届出台数（日本国内又は都道府県内において新規届出された自動車の台数） 社団法人全国軽自動車協会連合会調べ</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (略)</p>

## 附 則

この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。